

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく「H28-31 国営越後丘陵公園運営維持管理業務民間競争入札」に係る契約者の決定について

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成 18 年法律第 51 号)」に基づく民間競争入札を行った「H28-31 国営越後丘陵公園運営維持管理業務」(以下、「本業務」という。)については、下記のとおり契約者を決定しました。

1. 契約の相手方の名称及び住所

H28-31 国営越後丘陵公園運営維持管理業務公園財団・グリーン産業・J R 東日本
コンサルタンツ共同体

代表者 一般財団法人公園財団 理事長 養茂 壽太郎
東京都文京区関口一丁目 4 7 番 1 2 号

構成員 グリーン産業株式会社 代表取締役 荒川 義克
新潟県新潟市中央区神道寺二丁目 2 番 1 0 号

構成員 ジェイアール東日本コンサルタンツ株式会社 代表取締役 栗田 敏寿
東京都渋谷区代々木二丁目 2 番 6 号

2. 契約金額

1, 6 4 5, 0 0 0, 0 0 0 円 (税抜)

3. 実施期間

平成 28 年 4 月 1 日～平成 32 年 1 月 31 日

4. 業務内容

契約者が行う業務は、本業務全体のマネジメント及び企画立案業務、施設・設備
維持管理業務、植物管理業務、収益施設等管理運営業務の 4 業務である。

5. 業務の実施に当たり達成すべき質に関する事項

本事項に関しては、「H28-31 国営越後丘陵公園運営維持管理業務民間競争入札実
施要項」(以下、「本実施要項」という。)における以下の記載のとおりである。

1.3. サービスの質の設定

本業務の実施にあたり、達成すべき包括的な質(本実施要項 1.3.1 参照)及び個別業
務の質(本実施要項 1.3.2 参照)は以下のとおりとする。

1.3.1 包括的な質の設定

本業務に関する包括的な質は本実施要項表 4 のとおりとする。

表 4 包括的な質

【平成 28 年度～平成 30 年度】

基本的な方針	主要事項	達成すべき質
本業務を通して、公園の理念を多くの公園利用者が実感できるような公園利	公園利用者数の確保(*1)	・本公園の年間及び四半期ごとの公園利用者数(平成 24 年度～平成 26 年度の実績平均値以上【平成 24 年度～平成 26 年度の実績平均値:年間 528,895 人、第 1 四半期 195,488 人、第 2 四半期 148,560 人、第 3 四半期 117,918 人、第 4 四半期 66,929 人】)

用を可能とする	利用者満足度の確保	・年間及び四半期ごとの公園の運営に関する「満足だった」、「まあまあ満足だった」の回答比率*2（年間 90.0 %、第 1 四半期 90.0 %、第 2 四半期 90.0 %、第 3 四半期 90.0 %、第 4 四半期 90.0 %）
	地域特性を生かした植物管理	・北陸地方の地域特性を生かした花修景に関する「満足だった」、「まあまあ満足だった」の回答比率*3（年間 90.0 %）
	多様な利用プログラムの提供	・ゾーン別の利用プログラムの開催回数、延べ参加人数*4 健康ゾーン（平成 24 年度～平成 26 年度実績平均値と同程度以上【平成 24 年度～平成 26 年度実績平均値：年間開催回数 479 回、年間延べ参加人数 76,145 人】） 里山フィールドミュージアム（平成 24 年度～平成 26 年度実績平均値と同程度以上【平成 24 年度～平成 26 年度実績平均値：年間開催回数 109 回、年間延べ参加人数 3,480 人】）
	情報受発信	・ゾーン別の利用プログラムの開催回数、延べ参加人数*4 健康ゾーン（平成 24 年度～平成 26 年度実績平均値と同程度以上【平成 24 年度～平成 26 年度実績平均値：年間開催回数 479 回、年間延べ参加人数 76,145 人】） 里山フィールドミュージアム（平成 24 年度～平成 26 年度実績平均値と同程度以上【平成 24 年度～平成 26 年度実績平均値：年間開催回数 109 回、年間延べ参加人数 3,480 人】）

*1：公園利用者数の集計方法は別紙－12 による。

*2：年間及び四半期毎の「公園利用に関するアンケート調査」（別紙－13）の Q9 の「④小さな子供連れ利用への配慮の良さ」、「⑤公園内の清潔さ、清掃状態の良さ」、「⑦スタッフの対応・サービスの良さ」における「満足だった」「まあまあ満足だった」の合計回答比率の平均値。

*3：年間の「公園利用に関するアンケート調査」（別紙－13）の Q9「①季節の花や芝生・樹木の手入れの良さ、自然の豊かさ」における「満足だった」「まあまあ満足だった」の回答比率の平均値。

*4：利用プログラムとは、本公園の基本方針に即した、事業者が主催する 10 人程度以上を想定した体験系、コンテスト系、講習会系のプログラムで、入園者に対するサービス水準向上の一貫として提供されるサービスとする。

ここでは、展示企画は計測対象に含めない。

参加者数が延べ 1 人以上の場合に、1 プログラムを 1 回と数える。

ほぼ同じ内容で 1 日数回実施したプログラムは、1 回と数える。

同じプログラムを数日間に渡って実施した場合は日数分を回数とする。

*5：マスコミ報道件数の目標とは、以下のそれぞれの件数と合計件数。

委託費による有料広告等についてはカウントできないが、委託費によらない自主事業等による有料広告等はカウントできるものとする。

- ・テレビ（NHK・民放）・ラジオ（AM、FM）の放送件数で、1 番組につき 1 カウントとする。
- ・一般社団法人日本新聞協会加盟の新聞・販売や配布エリアが長岡市域を超える範囲の雑誌・情報誌への紙面掲載件数で、新聞については 1 紙／回につき 1 カウントとし、雑誌・情報誌については、1 冊／回につき 1 カウントとする。但しホームページ等インターネット記事掲載は除く。
- ・事件、事故等の報道件数は除く。

【平成 3 1 年度分（平成 3 1 年 4 月から平成 3 1 年 1 2 月まで）*1

基本的な方針	主要事項	達成すべき質
本業務を通して、公園の理念を多くの公園利用者が実感できるような公園利用を可能とする	公園利用者数の確保（*2）	・本公園の年間及び四半期ごとの公園利用者数（平成 24 年度～平成 26 年度の実績平均値以上【平成 24 年度～平成 26 年度の実績平均値：第 1～第 3 四半期 461,966 人、第 1 四半期 195,488 人、第 2 四半期 148,560 人、第 3 四半期 117,918 人）
	利用者満足度の確保	・年間及び四半期ごとの公園の運営に関する「満足だった」、「まあまあ満足だった」の回答比率*3（第 1～第 3 四半期 90.0%、第 1 四半期 90.0%、第 2 四半期 90.0%、第 3 四半期 90.0%、第 4 四半期 90.0%）
	地域特性を生かした植物管理	・北陸地方の地域特性を生かした花修景に関する「満足だった」「まあまあ満足だった」の回答比率*4（第 1～第 3 四半期 90.0%】）
	多様な利用プログラムの提供	・ゾーン別の利用プログラムの開催回数、延べ参加人数*5 健康ゾーン（平成 24 年度～平成 26 年度実績平均値と同程度以上【平成 24 年度～平成 26 年度実績平均値：第 1～第 3 四半期までの開催回数 411 回、年間延べ参加人数 69,402 人】） 里山フィールドミュージアム（平成 24 年度～平成 26 年度実績平均値と同程度以上【平成 24 年度～平成 26 年度実績平均値：第 1～第 3 四半期までの開催回数 106 回、年間延べ参加人数 3,401 人】）
	情報受発信	・マスコミによる報道件数*6（平成 24 年度～平成 26 年度の実績平均値以上【平成 24 年度～平成 26 年度の実績平均値：第 1～第 3 四半期までの件数 521 件】） ・ホームページの総アクセス件数（平成 24 年度～平成 26 年度の実績平均値以上【平成 24 年度～平成 26 年度の実績平均値：第 1～第 3 四半期までの件数 439,031 件】）

*1：平成 3 2 年 1 月は、達成すべき包括的な質は設定しない。平成 3 1 年度の達成すべき包括的な質は、第 3 四半期までの実施状況を確認するものとする。

*2：公園利用者数の集計方法は別紙－12 による。

*3：年間及び四半期毎の「公園利用に関するアンケート調査」（別紙－13）の Q9 の「④小さな子供連れ利用への配慮の良さ」、「⑤公園内の清潔さ、清掃状態の良さ」、「⑦スタッフの対応・サービスの良さ」における「満足だった」「まあまあ満足だった」の合計回答比率の平均値。

*4：年間の「公園利用に関するアンケート調査」（別紙－13）の Q9「①季節の花や芝生・樹木の手入れの良さ、自然の豊かさ」における「満足だった」「まあまあ満足だった」の回答比率の平均値。

*5：利用プログラムとは、本公園の基本方針に即した、事業者が主催する 10 人程度以上を想定した体験系、コンテスト系、講習会系のプログラムで、入園者に対するサービス水準向上の一貫として提供されるサービスとする。

ここでは、展示企画は計測対象に含めない。

参加者数が延べ 1 人以上の場合に、1 プログラムを 1 回と数える。

ほぼ同じ内容で1日数回実施したプログラムは、1回と数える。

同じプログラムを数日間に渡って実施した場合は日数分を回数とする。

*6：マスコミ報道件数の目標とは、以下のそれぞれの件数と合計件数。

委託費による有料広告等についてはカウントできないが、委託費によらない自主事業等による有料広告等はカウントできるものとする。

- ・テレビ（NHK・民放）・ラジオ（AM、FM）の放送件数で、1番組につき1カウントとする。
- ・一般社団法人日本新聞協会加盟の新聞・販売や配布エリアが長岡市域を超える範囲の雑誌・情報誌への紙面掲載件数で、新聞については1紙／回につき1カウントとし、雑誌・情報誌については、1冊／回につき1カウントとする。但しホームページ等インターネット記事掲載は除く。
- ・事件、事故等の報道件数は除く。

1.3.2 個別業務の質の設定

次に示す個別業務の質を確保すること。なお、個別業務の質、および最低水準は、別紙－5「共通仕様書」及び別紙－6～8（「個別仕様書（企画立案）」等）による。

ただし、個別業務の質の最低水準は、企画書（本実施要項 4.2.3 参照）において改善提案を行うことができる。

個別業務の質の最低水準と異なる提案を行う場合は理由を示すこと。

また、設計数量が変更となる提案をする場合は、当該工種と変更数量、変更が可能な理由を示すこと。

(1) 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

1) マネジメント

多岐にわたる業務について適切な目標を定め、総合的な調整のもと相互連携を保ちつつ、実施の方法が決定され、さらに、これらの業務を総括し、適切な進捗管理が行われていること。

また、入園料等の徴収、国庫への納入などを行うことその他本業務が円滑に行われるための諸業務を実施すること。（詳細は、別紙－6「個別仕様書（企画立案）」を参照のこと。）

2) 企画運営管理

公園利用者の満足度が高いレベルで保たれていることを目的とし、多種多様な公園利用者のニーズを適切に把握したうえで、指定された業務内容を実施し、公園利用者への適切な指導・サービス、利用促進のための行催事、公園ボランティアとの良好な連携に向けた支援・調整を行うとともに、常時適切な広報、情報発信を行い認知度を向上すること。（詳細は、別紙－6「個別仕様書（企画立案）」を参照のこと。）

(2) 施設・設備維持管理業務

1) 維持修繕・保守点検

建物、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設等の性能が常時適切な状態で保たれているとともに、公園利用者の安全が確保されていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、建物、園路広場、遊具等の機能及び劣化の状態を調査するとともに、異常又は劣化がある場合は、必要に応じ対応措置が判断・実行されていること。（詳細は、別紙－7「個別仕様書（施設・設備）」を参照の

こと。)

2) 清掃

快適な公園環境が保たれていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、施設内外の汚れを除去し、又は汚れを予防すること。（詳細は、別紙－ 7 「個別仕様書（施設・設備）」を参照のこと。）

3) 利雪

公園利用者の安全が確保されていること。また冬季の雪利用が可能であることを目的とし、指定された業務内容を実施し、積雪によって公園の機能に障害が出ないようにすること。（詳細は、別紙－ 7 「個別仕様書（施設・設備）」を参照のこと。）

(3) 植物管理業務

本公園の意義や役割、機能を踏まえた演出を目的とし、公園全体の利用状況、景観、季節、及び生物の生育環境等に応じ、自生植物や園芸植物等の特性にあった年間管理計画を作成し、植物が常に良好な状態にあること。（詳細は、別紙－ 8 「個別仕様書（植物）」を参照のこと。）

(4) 収益施設等管理運営業務

公園利用者へのサービス向上を目的とし、公園管理の包括的・統一的な管理のもと、公園運営維持管理業務との連携調整を図りながら、公園利用者の利便性が高まり、安全・快適かつ清潔な環境が保たれていること。また、自主事業を行う場合は、公園の利便性や魅力をより一層高めるよう適切に行うこと。（詳細は、別紙－ 9 「管理運営規定書」を参照のこと。）

6. 事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により事業者が講ずべき措置に関する事項

本事項に関しては、本実施要項における以下の記載のとおりである。

8.1. 報告について

8.1.1 業務計画書の協議と承諾

別紙－ 5 「共通仕様書」による。

8.1.2 業務責任者及び業務の関係者

別紙－ 5 「共通仕様書」による。

8.1.3 業務報告書

別紙－ 5 「共通仕様書」による。

8.1.4 検査・監督体制

事業者からの報告を受けるにあたり、調査職員の検査・監督体制は次のとおりとする。

(1) 調査職員

① 総括調査員

国営越後丘陵公園事務所長（予定）

② 主任調査員

国営越後丘陵公園事務所調査設計課長（予定）

③ 調査員

国営越後丘陵公園事務所調査設計係長（予定）

(2) 検査・監督体制

- a) 事業者は、各年度ごとの業務を完了したときは、遅延なく、当該年度の完了報告書、清算報告書及び委託費経費内訳報告書、残存物件報告書（以下「完了報告書等」という）に成果物を添えて、北陸地方整備局に提出すること。
- b) 北陸地方整備局は、事業者からの成果物、完了報告書等を受理したときは、その日から 10 日以内に支出負担行為担当官北陸地方整備局長が指定した職員により検査を行うものとする。

8.2. 調査への協力

- a) 調査職員は、事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認める時は、事業者に対し、当該管理業務の状況に関し必要な報告を求め、又は事業者の事務所等に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。
- b) 立ち入り検査をする調査職員は、検査等を行う際には、当該検査等が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

8.3. 指示について

北陸地方整備局長は、事業者による業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第 27 条第 1 項に基づき、事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示できるものとする。

8.4. 秘密の保持

事業者は、本業務に関して調査職員が開示した情報等（公知の事実等を除く）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他本業務に従事していた者は業務上知り得た秘密を洩らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を洩らし、又は盗用した場合には、法第 54 条により罰則の適用がある。

8.5. 個人情報の取り扱い

別紙－５「共通仕様書」第 8 章による。

8.6. 契約に基づき落札業者が講ずべき措置

8.6.1 業務の開始及び中止

- a) 事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。
- b) 事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、予め北陸地方整備局の承諾を受けなければならない。

8.6.2 公正な取り扱い

- a) 事業者は、本業務の実施にあたって、公園利用者を合理的な理由なく区別してはならない。

b) 事業者は、公園利用者の取り扱いについて、自らが行う他の事業における利用の有無等により区別してはならない。

8.6.3 金品等の授受の禁止

事業者は、本業務において、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。ただし、収益施設等管理運営業務として行う場合など、北陸地方整備局から許可等を受けた業務を行う上で必要な場合を除く。

8.6.4 法令の遵守

事業者は、本業務を実施するにあたり適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

8.6.5 安全衛生

事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

8.6.6 記録・帳簿書類等

事業者は、実施年度毎に本業務に関して作成した記録や会計に関する帳簿書類を、本業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

なお、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の第 4 条に基づく行政文書の開示請求がなされた場合、同法第 5 条に基づく不開示情報の確認を行った上で、第 6 条による部分開示や第 7 条による公益上の理由による裁量的開示を確認し、開示方法を明らかにし、第 9 条に基づき事務処理上の困難その他正当な理由があるときを除き、開示請求のあった日から 30 日以内に情報を開示する必要がある。そのため、開示請求の対象が事業者の保有する記録・帳簿書類等の場合、事業者は、情報公開に速やかに対応しなければならない。

8.6.7 権利の譲渡

本業務の成果及び本業務の実施の過程において、派生的に生じた著作権、特許権及び実用新案権等の無体財産権については、北陸地方整備局が承継するものとする。また、事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部または一部を第三者に譲渡してはならない。

8.6.8 権利義務の帰属等

本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利に抵触するときは、事業者は、その責任において、必要な措置を講じなければならない。

8.6.9 一般的損害

本業務を行うにつき生じた損害（本実施要項 9. に記載した損害を除く。）については、事業者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち、北陸地方整備局の責に帰すべき事由により生じたものについては、北陸地方整備局が負担する。

8.6.10 再委託または下請負の取り扱い

a) 事業者（共同体を含む。）は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

b) 事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則として予め企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託する業務の範囲、再委託または下請負を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法）について記載しなければならない。

なお、本業務における主たる部分を再委託することはできない。本業務における主たる部分は、次のとおりとする。

- ・業務における総合的計画立案、業務遂行管理、入園料等の収受及び納入、救急・災害時の統括管理、各業務手法の決定及び本業務履行者としての最終的な意思決定を行うための技術的判断等

c) 事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにしたうえで北陸地方整備局の承諾を受けなければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

d) 事業者は、上記 b) 及び c) により再委託を行う場合には、事業者が北陸地方整備局に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し、本実施要項 8.4. 及び 8.6. に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。

e) 上記 b) から d) までにに基づき、事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、すべて事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

8.6.11 契約解除

北陸地方整備局は、事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

a) 法第 22 条第 1 項第 1 号イからチ又は同項第 2 号に該当するとき。

b) 繰り返し法令違反を行ったとき。

c) 暴力団員を業務を統括する者又は従業員として雇用していることが明らかになったとき。

d) 暴力団又は暴力団関係者との社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

8.6.12 契約解除時の取り扱い

a) 上記 8.6.11 に該当し、契約を解除した場合には、北陸地方整備局は事業者に対し、当該解除の日までに当該サービスを契約に基づき実施した期間にかかる委託費を支給する。

b) この場合、事業者は、契約金額から上記 a) の委託費を控除した金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として北陸地方整備局の指定する期間に納付しなければならない。

c) 北陸地方整備局は、事業者が前項の規定による金額を北陸地方整備局の指定する期日までに支払わないときは、その支払い期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年 100 分の 5 の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

d) 北陸地方整備局は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

8.6.13 契約内容の変更

北陸地方整備局は、必要がある場合には、業務の内容を変更することができる。この場合において委託費又は実施期間を変更する必要があるときは、北陸地方整備局及び事業者は協議し、書面によりこれを定めるものとする。

8.6.14 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、事業者と北陸地方整備局が協議するものとする。

8.6.15 業務計画書の提出

事業者は、契約締結日の 14 日前までに業務計画書を提出し、その内容について北陸地方整備局と協議の上、承諾を得なければならない。

8.6.16 業務計画書の変更

業務計画書を変更しようとするときは、変更後の業務計画書について北陸地方整備局と協議を行い、北陸地方整備局の承諾を得なければならない。この場合、委託費等の契約内容の変更の必要がある場合は、北陸地方整備局と協議し書面にてこれを定めるものとする。

8.6.17 業務の引き継ぎへの対応

契約が完了する場合、又は解除になる場合には、調査職員の立会の下、調査職員が指示する者に対し、誠意を持って、円滑に事務の引き継ぎを行わなければならない。引継ぎにあたっては、必要な資料の作成及び提出を行い、必要な説明等を行うものとする。ただし、契約が引き続き締結され、当該業務を継続する場合はこの限りではない。（業務の引継ぎに必要な資料の詳細は、別紙－5「共通仕様書」を参照のこと。）

8.6.18 業務評価について

本業務においては北陸地方整備局が、毎年度業務終了後に当該年度の業務評価（以下、「単年度評価」という。）を実施するとともに、3年目の業務終了後に3年間を通しての業務評価（以下、「3箇年評価」という。）を実施する。評価については事業者へ通知し、北陸地方整備局ホームページ等により公表するものとする。（詳細は、別紙－43「業務評価」を参照のこと。）

なお、業務評価については、本公園の国営公園維持管理業務の次回の入札時における評価事項の一つとし、単年度評価が2回以上「不可」の実績となり、かつ3箇年評価が「不可」の場合、本公園の次回入札時において、5.1.表9評価項目及び得点配分の加算点の合計得点から15点を減点する。

7. 事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を与えた場合において、その損害の賠償に関し契約により事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項

本事項に関しては、本実施要項における以下の記載のとおりである。

本契約を履行するにあたり、事業者又はその職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによる。

- a) 北陸地方整備局が国家賠償法第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、北陸地方整備局は事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について北陸地方整備局の責めに帰すべき理由が存する場合は、北陸地方整備局が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

- b) 事業者が民法第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について北陸地方整備局の責めに帰すべき理由が存するときは、事業者は北陸地方整備局に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

8. 契約者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要

実施体制については、代表企業に本業務全体のマネジメント及び企画立案業務責任者（総括責任者）、施設・設備維持管理業務責任者、収益施設等運営管理業務責任者、構成企業に植物管理業務責任者を配置し、業務内容に応じた適切な体制で実施することとしている。

実施方法については、花ブランドの構築、里山風景の創出等により、日本全国及びインバウンドの促進に向け魅力の発信に取り組むこととしている。また、公園に関わる団体等との連携を更に深め、公園と地域資源の持続、発掘、活用に取り組むこととしている。

9. 問い合わせ先

北陸地方整備局 建政部 都市・住宅整備課 公園係
電話 025-280-8880